

## 『R5年度税制改正消費税(3) 登録申請手続き制度の見直し』

インボイス制度については、事業者の準備状況にばらつきがあること等を踏まえ、登録申請手続きの柔軟化も図られる。【インボイス制度開始時から登録を受ける場合の手続きの緩和】令和5年4月以降に登録申請書を提出し、同年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、同年3月31日までの提出が「困難な事情」を記載しなくてはならなかったが、これを不要とする。【課税期間



の中から登録を受ける場合の見直し】令和5年10月1日以後に登録を受けようとする免税事業者は、登録申請書に、その提出日から15日を経過する日以後の登録希望日を記載するものとする。希望日以後に登録がされたときは、その希望日に登録されたものとみなす。【登録の期限の見直し】免税事業者が登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その初日から起算して15日前の日までの提出とする。課税期間の初日後に登録がなされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。【登録の取消し期限の見直し】適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、提出があった課税期間の翌課税期間の初日から取消す場合には、その初日から15日前の日までの提出とする。

## 『こども家庭庁に4. 8兆円配分 R5年度社会保障予算—厚労省』

厚生労働省は、令和5年度予算特集の中で社会保障関係予算のポイントを詳しく解説している。5年度の社会保障関係費は前年度に比べ約6200億円増の36兆9000億円程度となった。経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを、高齢化による増加分におさめる方針を達成した(年金スライド分を除く高齢化による増は4100億円程度、年金スライド分の増は2200億円程度)。

岸田政権が政策の大きな目玉に掲げているこども・子育て支援の充実の中で、5年4月に創設した「こども家庭庁」には、一般会計・年金特別会計合わせて4兆8104億円(前年度4兆6871億円)の予算を措置した。主な増加要因として出産・子育て応援交付金の370億円、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善564億円などを挙げている。総額36兆9000億円のうち最大の3分の1を占める年金国庫負担は12兆5615億円の前年度比2.6%増となった。基礎年金国庫負担(2分の1)等について措置しており、足もとの物価等を勘案し、5年度の年金額改定率について新規裁定者(67歳以下の者)は2.2%、既裁定者(68歳以上の者)は1.9%と見込んだ。ほかに医療、介護、薬価改定、生活保護などの分野についても説明している。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)